

新県民体育館整備事業交通影響検証委託業務公募型プロポーザル審査要領

新県民体育館整備事業交通影響検証委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項に次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「新県民体育館整備事業交通影響検証委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に必要な書類を提出した参加者
- (3) 募集要領に従い、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目と審査項目ごとの委員一人あたりの配点は次のとおりです。

(1) 企画提案	70点
(2) 業務実績	10点
(3) 技術者資格	10点
(4) 見積金額	5点
(5) 地理的条件	5点
合 計	100点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、次のとおり審査委員会を開催します。

- (1) 日 時 令和8年 11 月 12 日(木) 予定(※時間は参加者に別途通知します。)
- (2) 場 所 高知市内(※参加者に別途通知します。)
- (3) 審査方法 企画提案書に示された内容について、別紙「審査基準」に基づき、ヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)を行います。
 - ア プレゼンテーションの時間は、1者あたり 20 分以内とします。
 - イ プレゼンテーションの開始時間は、別途通知します。
 - ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
 - エ プレゼンテーションへの参加者は、1者5名までとします。

4 審査の方法

- (1) 提案内容及び経費見積について、ヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)を行う審査委員会による審査とします。
- (2) 各審査委員は、別紙「審査基準」に基づき審査を行います。
- (3) 下記の方法で候補者及び次点者を選定します。
 - ① すべての参加者の審査終了後、別紙「審査基準」により採点した各審査委員の審査結果を集計し、合計点数の上位の者を候補者及び次点者とします。
 - ② 合計点数の同点の者が2者以上の場合は、審査委員が協議し、その者の中から候補者及び次点者を選定します。

- (4) 上記(3)に関わらず、総合得点が委員数×100 点の6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査の項目		審査の視点	配点
(1) 企画提案	業務全体の実施方針	・本業務の目的、内容を理解し、業務に取り込む方針や考え方が具体的かつ的確であるか。	30
	業務スケジュール	・業務の進め方、工程は効率的で実現性があるか。	5
	実施体制	・業務を円滑、効果的に進める体制となっているか。	5
	調査分析手法	・専門的知見を活かした調査分析手法であり、着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ効果的で実現性があるか。	30
(2) 業務実績		・参加者及び配置予定の管理技術者が、交通関連ビッグデータ(民間プローブデータ等)を活用した自動車交通の調査・分析を元請けとして受注した実績があるか。	10
(3) 技術者資格		・配置予定の管理技術者が以下の資格を有しているか。 ①技術士(建設部門:都市及び地方計画、道路) ②RCCM(都市計画及び地方計画、道路) ③TOE(交通技術上級資格者)	10
(4) 見積金額		・見積金額が妥当かつ安価であるか。	5
(5) 地理的条件		・高知県内に営業拠点があるか。	5